

京都市保健福祉局子育て支援部保育課 御中

聚樂保育所保護者会
民間移管対策委員
会
策
委
員
会
印

※ 以下は、2015 年 11 月 20 日に開催された第 8 回保護者説明会（意見交換会）に際して、聚楽保育所保護者会民間移管対策委員会が京都市保健福祉局子育て支援部保育課宛に提出した「京都市聚楽保育所の廃止・民営化にあたっての説明会（意見交換会）質問事項」の不備・不足を修正した改訂版であり、原則として意見・質問の内容等に大きな変更はありません。

そこで、聚楽保育所保護者会・民間移管対策委員会では、これまでの議論を見直し、現時点での保護者としての意見・質問事項を以下のように整理いたしました。意見・質問事項は今後も随時追加する予定ですが、まずは以下の意見・質問事項に対し、明確な、一貫した論理・根拠をご提示いただきながら、誠実にご回答いただきますようお願い申し上げます。なお、1度の保護者説明会（意見交換会）で回答しきれない事項については、回答期限をお示しいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

1. 回答に対して、沈黙が多すぎます。1分以上回答がない場合は、肯定されるものと判断させていただきます。
2. そもそも、なぜ聚楽保育所が移管対象保育所に選ばれたのか、『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）』の記載以上の説明が未だなされていません。移管対象保育所は誰が、どのようなプロセスを経て、どのような条件に基づいて決定したのか、明確で一貫した根拠を提示しながら説明してください。
3. 日本は1994年4月22日に児童の権利に関する条約（以下、子どもの権利条約という）を批准しています。2015年10月5日の保護者説明会（意見交換会）において、京都市においてもその理念を尊重し、内容を遵守する旨が確認されました。子どもの権利条約第3条第1項には「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われる

ものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」(外務省仮訳、以下同)とありますが、京都市は行政当局として「児童に関するすべての措置」のひとつである市営保育所の廃止・民営化を立案・実行するにあたって、どのように「子どもの最善の利益」の確保を考慮されましたか。また、2015年10月5日の保護者説明会において、2015年3月19日の『毎日新聞』紙上での江口尚志・子育て支援政策監の「(民営化園にいる)個々の子どものメリットというよりも全体的なものを考えなければいけない。民営化で運営費を効率化できる」という発言について、保育課も同様の認識で政策を進めている旨の説明がありました。こうした発言・認識と、それらに基づいて進められる市営保育所の廃止・民営化が子どもの権利条約、特に第3条第1項に矛盾するものでないことを、明確な根拠を提示しながら論証してください。なお、この場合、「乳幼児期における子どもの権利」および子どもの「最善の利益」については、国連子どもの権利委員会の一般的意見7号「乳幼児期における子どもの権利の実施」(2005年)および同一般的意見14号「自己の最善の利益を第一次的に考慮される子どもの権利」(2013年)に準拠して解釈されるものでしょうか。

4. 子どもの権利条約第12条第1項には「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。」、同条第2項には「このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。」とあります。市営保育所の廃止・民営化をめぐって、子どもたち自身の意見表明の機会はどのように確保される予定ですか。また、すでに民営化が実施された元市営保育所においては、子どもの意見表明の機会はどのように確保されましたか。なお、この場合、「乳幼児期における子どもの権利」および子どもの「意見表明権」については、国連子どもの権利委員会の一般的意見7号「乳幼児期における子どもの権利の実施」(2005年)および同一般的意見12号「意見を聴かれる子どもの権利」(2009年)に準拠して解釈されるものでしょうか。
5. 市営保育所の民営化によって、保育所運営費の削減が期待されると繰り返し説明されてきましたが、削減される予定の運営費相当分の用途を明確にしてください。なお、朱雀・室町の両乳児保育所の民営化の主たる理由として「6年間を見通した保育」の実現が挙げられていました。したがって、両乳児保育所の民営化によって削減された運営費を「小規模保育」の拡大に使うのであれば矛盾していることとなります。「小規模保育」は6年間の保育を保障しておらず、また、入所選考のポイント制導入によって、乳児保育所の民営化前よりも優先されなくなっています。
6. 2014年9月19日の説明会で、移管に対して市が責任を持つと説明されました。したがって、移管先で重大事故が起これば、市担当者と移管先を選定した選定委員の方々が責任を取るようになります。選定委員の方々には、市が保護者に対してそのような説明を行っているという説明した上で、委員を引き受けていただいていますか。また、市担当者の方々も十分に理解した上で、選定をしていただいていますか。
7. 民営化(民間移管)に対して京都市が果たす責任は具体的にどのようなものですか。

民営化（民間移管）完了後は、京都市として、通常の「認可保育所を認可する責任」に加えて、「民間に移管した責任」を果たし続けるものですか。

8. 現行の保育の引き継ぎは「当分の間」おこなわれるとのことですが、その「当分の間」以降は引き継がれないことになりますか。また、移管後3年以内に第三者評価を受審するとのことですが、3年以内の第三者評価では、「当分の間」以降の保育の質の維持・継承は保障されないのではないのでしょうか。
9. 移管先の重大な違反の内容が未だ示されていません。いつになったら、出していただけるのですか。また、この判断は誰が行い、次の法人は誰が決めるのですか。
10. 昨年11月に市営保育士の給与と延長・早朝保育、土曜保育、お盆の保育等の内訳の提出をお願いしておりましたが、未だ示されていません。いつになったら、出してもらえますか。明確な日付を提示してください。
11. 選定は、保護者にとって子ども達の安全と命がかかっている、重要事項です。保護者が情報を知らされないのは、ありえないことです。選定先として応募のあった法人は、保護者に必ず公表してください。
12. 三者協議会の傍聴は、すべての保護者の権利です。移管後に京都市が行うべき検証作業を三者協議会に担わせるという見解であれば、保護者と子ども達に負担をかけることがないように、三者協議会開催時の保育は必ず京都市が責任もって確保してください。なお、2015年6月22日の第3回選定部会において村上文彦・公営保育所担当課長は三者協議会中の保育について「保育の要望があった2ヶ所については、共同保育中、市の保育士が当たれる。それ以外では横に子どもを座らせるなどして影響はなかった。」旨の発言をされていますが、2015年2月17日の九条保育所（現・永興くじょう保育園）第6回三者協議会の概要では「三者協議会について、役員以外の保護者の方に傍聴を呼び掛けているが、子どもを連れて傍聴することに気を遣って積極的に来られない方が多い。傍聴の方についても保育をお願いできないか。」という要望があり、これに対して移管先法人が「御意見は理解する。限られた人員の中で、職員の勤務体制のこともあり、対応できるかすぐにお答えすることはできない。」と回答しています。先の村上文彦・公営保育所担当課長の発言は、保護者の要望を正確に選定部会に報告しておらず、また移管先法人に対応の余地があったことも伝えていないことになりませんか。選定部会には最低でも、これまでの三者協議会の全概要を資料として開示する必要はありませんか。
13. 移管先の選定にあたって、保護者の意見はどのように、どの程度反映される予定ですか。そのために具体的にどのような手立てを考えておられますか。今年度まで選定部会において行われている、保護者意見の聴取は、保護者が意見を述べる機会として十分なものと考えられますか。
14. 選定委員の方々は、移管対象保育所の保護者から具体的にどのような声・意見が挙がっているのかご存知でしょうか。選定部会における保護者意見聴取以外に、選定委員の方々が移管対象保育所の保護者の声・意見を知る手立てはどのようなものがありますか。また、2014年10月24日の保護者説明会において各保育所でおこなわれる保護者説明会への委員の出席を求めたところ、「案内を送ることはできる」旨の回答がありました。今後、聚楽保育所で実施される全ての保護者説明会について、選定委員にご

案内をお送りしてください。

15. 2014 年 10 月 24 日の保護者説明会において、移管先募集要項の策定や移管先法人の選定の過程で移管対象保育所の保育士に意見を聴取したり、保育士が選定委員に参画したりすることは不可能ではないため、次回（今年度）の選定委員の選考に際してはそれも含めて検討したい旨の説明がありました。今年度の選定プロセスにおいて、これについて具体的にどのようなことが検討され、それが今年度の選定にどのように反映されたのでしょうか。また、保育士からの意見聴取や選定委員への参画がなされていないとすれば、なぜ実現しなかったのでしょうか。
16. 2014 年 10 月 24 日の保護者説明会において、移管先法人の選定過程での実地調査について、保護者の関わり方や意見の述べ方について改善の余地があるのではないかという保護者からの意見に対して、「意見を承り検討します」という回答がありました。今年度の選定部会における実地調査に際して、どのような検討・改善がなされたのでしょうか。また上記意見が来年度以降はどのように反映されるのでしょうか。
17. 聚楽保育所では、これまで地域住民の方々に色々のご協力いただき、子ども達もあたたく受け入れてくださっていました。地域住民の方をないがしろにすることは許されません。地域住民の方々にも民営化の説明をした上で同意を取って下さい。
18. 民間園では、集団検診を行っておられない園もあります。多人数の保育所で子ども達の健康を考えれば、集団検診は必須です。移管先法人の選定時に、移管後はどこの病院に検診をお願いするのか、契約が完了しているか、確認してください。
19. 移管先に応募される法人の方々には、聚楽保育所でどんな保育を実施しているか、見学に来てもらってください。また、自分たちの保育は何を目標にしているのか、どんな理念があるのか、保護者に対して説明会や見学会を開いてもらってください。
20. 京都市が法人に提示している保育条件は、最低守らなければならない、ぎりぎりのものだと思います。乳児保育をされたことのない法人が選定される場合、もっと早くからの引き継ぎが必要だと思います。4 月には、首のすわらない子も担任引継ぎの 1 月にはつかまり立ちやよちよち歩きになります。担任の引き継ぎは 4 月から開始すべきではないですか。
21. 例えば、病理保育を行う・共同保育中の保育士の数を増やす・延長保育時間を増やす等、保護者の希望に沿った条件を提示できる法人に対して、ポイントを高くするようなことはできますか。
22. 障害児保育については、これまでの保護者説明会（意見交換会）において何度も説明を求めてきたことから明らかなように、聚楽保育所の保育水準を維持し継承する上で非常に重要な点であると考えています。そこで、障害児保育に関連して、以下の意見・質問に回答してください。
 - ・ 一級（重度）の障害児童の、公営保育所と民間保育園における入所数と割合を示してください。
 - ・ 民間保育園よりも「高コスト」とであるとして削減される市営保育所の運営費のうち、障害児童など特別なケア・配慮を要する子どもの受け入れに使われる額を示してください。
 - ・ 市営保育所の運営費が「高コスト」とであるとして削減されるということは、障害児

童など特別なケア・配慮を要する子どもの受け入れのために使われる運営費についても無駄なものと認識されているということですか。

- ・ これまでに民営化が実施された元市営保育所における、障害児童など特別なケア・配慮を要する子どもの、民営化前後の入所数・割合とその変化を示してください。
- ・ 2015年10月5日の保護者説明会で、民営化されない公営保育所の「機能強化」において、障害児童などケア・配慮を要する子どもの受け入れは量的には拡大されないという回答がありましたが、京都市の保育において障害児童等の受け入れの量的な拡大はどのように確保される予定ですか。また、民営化する保育所での受け入れ数や割合の拡大はどのように確保される予定ですか。
- ・ これまでと同等の障害児保育を移管先法人に引き継ぐことをどのように保障される予定ですか。少なくとも、障害児保育の引き継ぎに際して、移管先法人の保育士に対して京都市で実施している現行の保育士研修を加えてください。また、民営化前に、移管先法人の保育士に対し十分な研修を実施してください。

23. 多民族化・多国籍化が進む京都市において多文化・多民族共生社会の実現は大きな課題であると考えますが、『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）』には市営保育所における外国にルーツ・文化的背景を持つ子どもたちへの対応が示されていません。市営保育所と民間保育園における外国にルーツ・文化的背景を持つ子どもたちの受け入れ状況（受け入れ人数）や具体的な対応のあり方等について教えてください。

24. 2014年10月24日の保護者説明会で聚楽児童館との関係について、児童館の存在は聚楽保育所の民営化にあたって特に考慮には入れておらず、児童館事業を所轄する京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課との具体的な調整もおこなっていないが、それについては「今後考えていく」という回答がありました。聚楽保育所は建物の構造上、聚楽児童館と一体的に運営せざるを得ず、災害時の連携等も含めて、何らかの調整は必要であると考えますが、その後、児童家庭課とはどのような調整が行われたのでしょうか。また、聚楽児童館の指定管理者との具体的な調整はおこなわれていますか。なお、聚楽保育所が2013年11月に受診した一般社団法人京都府保育協会による「福祉サービス等第三者評価」では「特に良かった点」として、児童館との交流の実施が挙げられています。この点を踏まえれば、聚楽保育所の民営化にあたって、保育内容や保育水準を維持するためには、児童館との関係を特に考慮する必要があるのではないのでしょうか。

25. 子どもや保護者にとって、信教の自由、思想・信条の自由は権利として最大限保障されなければならないと考えますが、市営保育所の民営化によって、宗教法人や宗教法人が運営する社会福祉法人に運営が移管される可能性が存在します。これは移管対象保育所に在籍している児童・保護者の「無宗教で保育を受ける」権利（信教の自由には当然ながら「信仰しない自由」も含まれています）を侵害するばかりでなく、京都市の保育全体において「無宗教で保育を受ける」権利を保障する機会の低下を招くこととなりますが、それに対し、具体的にどのような対応を考えておられますか。また、民営化後に宗教的理由による転園希望があった場合、どのように対応される予定ですか。宗教法人や宗教法人が運営する社会福祉法人に移管された場合、保育実践のみな

らず、その保育理念において宗教色を排し、市営保育所の保育理念を維持・継続させますか。

26. twitterには京都市保育課のアカウントがあり、以前は選定部会の開催や会議録のアップロードが広報されていましたが、現在、これらが発信されていないのはなぜですか。市民や保護者が部会の傍聴や会議録の閲覧に至る機会を低下させることにはなりませんか。
27. 京都市が作成される保護者説明会（意見交換会）の「摘録」について、必ず発行日と作成者または発行者、宛先を明記し、公印を押印してください。また、過去の保護者説明会（意見交換会）の「摘録」についても、上記の体裁を整えた上で全て再発行してください。それができないのであれば、できない理由・根拠を明確に説明してください。
28. 保護者説明会（意見交換会）の音声録音の音源は、保護者説明会（意見交換会）の内容を唯一完全な形で再現し得る資料です。必ず永年か、それに準ずる形で保存してください。それができないのであれば、できない理由・根拠を明確に説明してください。また、永年、またはそれに準ずる形で保存できない場合、保護者が録音・録画・保存した音声・動画を公式の資料として承認されますか。
29. 以上の意見・質問に対し、明確な、一貫した論理・根拠をご提示いただきながら、誠実にご回答ください。意見・質問への十分な回答がなされるまで、移管先法人の選定を含む聚楽保育所の廃止・民営化に向けたあらゆる手続きを開始しないでください。

以上

保子育第1238号

平成28年2月26日

聚楽保育所保護者会 御中

京 都 市

〔担当：保健福祉局子育て支援部保育課〕



「京都市聚楽保育所の廃止・民営化にあたっての説明会（意見交換会）質問事項（改訂版）」への回答について

日頃は、本市の保育施策及び保育所運営に多大な御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

貴会から「京都市聚楽保育所の廃止・民営化にあたっての説明会（意見交換会）質問事項（改訂版）」により御質問いただきましたことについて、別紙のとおり回答いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

御質問1について

質問事項に記載のとおり説明、回答をさせていただきます。

御質問2について

市営保育所の民間移管については、京都市社会福祉審議会 福祉施策のあり方検討専門分科会で出された最終意見を踏まえ、「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（以下「基本方針」）」において、市営保育所のうち、民間保育園による取組で十分に対応が可能である、又はより充実できると考えられるものについては、民間保育園への移管に取り組むこととしました。その中で、就学前までの6年間を見通した保育の実践が困難であり、保育所の機能として一定制約のある単独乳児保育所及び市営保育所が最も集積する南区に所在する一部の保育所について、民間保育園への移管を進めていくこととしました。

その後、平成27年度から実施される「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」）」導入後においても、増加かつ多様化する保育ニーズに対し、引き続き、公・民の役割分担を見直し、公・民が一体となって、子育て支援の更なる充実を図っていく必要があります。「基本方針」の改定を行いました。

その中で、市営保育所は、広域的な地域の子育て支援拠点としての機能強化を図ることとしており、初めての子育て等で育児に不安を抱え、外出に苦慮する家庭に対して、地域子育て支援拠点事業（以下「拠点事業」）の専任保育士が支援に出向き、市営保育所の園庭開放等や身近な保育園等につなぐ役割を果たす必要があることから、比較的大規模でターミナルに近い保育所が望ましいとしました。

一方、今後増加する保育ニーズ（入所児童の増加等）に伴い、運営費も増加するため、財源の確保が必要となってきます。そのため、行政区に複数ある市営保育所について、民間移管することにより、財源を確保していくこととしました。

現在、中京区における市営保育所は、聚楽保育所と壬生保育所の2箇所の市営保育所があります。壬生保育所は、拠点事業実施保育所として、現在、右京区を担当しており、ターミナルに近く中京区、右京区のいずれにも子育て支援に出向きやすい位置に所在していることから、壬生保育所を広域的な子育て支援拠点と位置付け、聚楽保育所を移管対象保育所としました。

こうした内容については、保健福祉局で検討を行い、子ども・子育て会議 幼児教育・保育部会（以下「幼児教育・保育部会」）及び保護者説明会における意見聴取、パブリックコメントを踏まえ、市長の決定を経て、「基本方針（改定版）」として、公表しました。

御質問3について

本市としては、子どもの最善の利益を考慮するとともに、すべての子どもの育ちを支えるため、保育園等に入所ができない子どもをできる限りなくしていくこと、また、障害のある子どもが身近な地域の保育園に入所できることが重要であり、財源を確保し取組を進めなければならないと考えています。

一方、民間移管の取組においては、一人ひとりの子どもに与える影響が少なくなるよう最大限配慮しながら、基本事項での取決めをはじめ、最長2年間の引継ぎ・共同保育を行い、市と移管先法人によって市営保育所の保育を移管先法人に引き継いでいくことにより、子どもの最善の利益の確保に努めています。これらの取組は、児童の権利に関する条約に相反するものではないと

認識しています。

本市としては、児童の権利に関する条約はもとより、児童福祉法等に示された児童福祉の理念に基づき、すべての子どもの最善の利益を第一次的に考慮する観点と、個別の子どもの最善の利益を考慮する観点の両面に立ち、引き続き市営保育所の民間移管に取り組んでいかなければならないと考えています。子どもの最善の利益を確保する観点については、国連子どもの権利委員会で示された一般的意見第7号及び第14号の趣旨に沿うものと認識しています。

御質問4について

乳児は言葉で伝えることが難しく、幼児は言葉で表現はできますが、保育所の民間移管を理解して意見を表明することは難しいため、民間移管に対する意見表明の一つとして、子どもの代理人となる保護者との説明会での話し合いや、募集要項の作成時等における市営保育所移管先選定部会（以下「選定部会」）での意見聴取により、子どもの意見を保護者の立場からお聴きすることとしています。一方、日々の保育の中においては、現場の保育士が、子どもの気持ちを汲み取り、移管先法人の保育士に保育を引き継いでいくことが、児童の権利に関する条約に示される子どもの意見表明の権利を確保することとなるものと考えています。

子どもの意見表明権の確保に努める観点については、国連子どもの権利委員会で示された一般的意見第7号及び第12号の趣旨に沿うものと認識しています。

御質問5について

民間移管により生じる財源については、これまでからお伝えしているとおおり、詳細な使途を特定できませんが、入所児童の増加に伴う保育所運営費の増加への対応に概ね充当しています。

また、単独乳児保育所の移管により生じた財源を小規模保育事業の拡充に用いているという指摘については、単独乳児保育所を移管した時期は平成26年度であるのに対し、新制度における小規模保育事業所の運営・拡充を始めたのは平成27年度であることなどから、単独乳児保育所の移管により生じた財源を小規模保育事業所の拡充に充当しているとはいえません。

御質問6について

平成26年9月19日に開催した最初の保護者説明会で、市から「移管に対して市が責任を持つ」との説明は行っていません。保護者が平成24年10月の京都市社会福祉審議会について言及された中で、「基本方針」については、「京都市として責任を持って決めたことだと答えている」と発言されているものです。

移管保育所で重大事故が起こった際、移管後にあっては一義的に責任を負うのは移管先法人です。市としては、円滑に移管が進むよう、引継ぎに責任を持って取り組まなければなりません。移管した後は、市として、民間保育園に対して有する指導監督権限をもって、重大事故が起こらないよう監査の中でチェックしていく必要があります。

なお、選定部会は移管先応募法人に係る審査を行います。法人選定については、市が行うものであり、部会委員が移管後の保育園での重大事故について責任を取るものではありません。ただ、保護者の思いを理解して審査にいかしてもらうことは必要であります。

御質問7について

民間移管に当たっては、市として、子どもへの影響がなるべく少なくなり、保護者の不安を軽減できるよう、丁寧に引継ぎに取り組むとともに、三者協議会で保護者の意見をお聴きしながら課題を解決しています。

また、共同保育終了後も当分の間は、保育の実施状況や基本事項の遵守状況を確認することとしています。当分の間の経過後については、基本的には他の民間保育園と同様の位置付けとなるため、監査等を通して、指導監督を行っていくことになります。

御質問8について

移管の前日までに在籍していたすべての児童が卒園するまでの期間は、現行の保育内容を尊重することを求めています。当分の間以降についても、保育内容や基本事項の内容の変更に当たっては、保護者理解を得るように努めることとしています。なお、保護者、移管先法人及び市の三者協議会は、当分の間以降も必要に応じて継続します。

当分の間以降の保育の実施状況については、通常の監査の中で確認していきます。また、第三者評価の定期的な受審は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条の2第2項において、すべての保育園の努力義務となっています。

御質問9について

基本事項の遵守状況については市が確認を行い、違反がある場合は改善を要請します。基本事項の違反によって損害が生じた場合は、損害賠償請求を行うとともに、市からの改善の要請に応じない等の重大な違反があった場合には、協定を解除することになっています。再移管に当たっては、選定部会において改めて移管先法人を選定することとなります。

御質問10について

本市の保育士の給料表については、別添資料のとおりです。なお、本市の保育士について、正職員、非常勤嘱託員、臨時的任用職員はシフトにより勤務しており、延長・早朝・お盆の保育についての単価設定はしていません。

御質問11について

応募法人名については、選定前に公開することにより審査の中立性が損なわれ、影響が生じるおそれがあるため、選定後に審査結果とともに公開することとしています。なお、指定管理者の選定に関しても同様の取扱いとなっています。

御質問12について

三者協議会については、移管後の保育園の運営を協議する場であり、検証作業を行う場ではなく、日々の課題解決を行うものであるという認識です。移管後の保育園運営に係る課題があれば、三者協議会の中で保護者の意見をお聴きし、解決しています。

また、三者協議会の保育体制について、保護者に負担を求めず、共同保育期間中は移管先法人及び京都市で確保しています。

なお、今年度から、選定部会委員に三者協議会の概要を情報提供しています。

御質問13について

今年度の募集要項案の作成に当たり、事前に移管対象保育所の保護者からいただいた意見に対して、反映できるものについては反映しています。また、選定部会における募集要項の審議に当たっても、保護者意見の聴取を行い、審議のうえ反映している意見もあります。

さらに、移管先法人の選定における実地審査においても、保護者の代表が選定部会委員に同行し、今年度から、保護者の意見をより反映させるため、施設の見学後、選定部会委員による保護者への意見聴取を行うこととしました。また、募集要項において、移管対象保育所の保護者会の意見・要望を参考資料として添付しました。このようにして、保護者の意見の反映に努めています。

御質問14について

選定部会委員には、保護者説明会や三者協議会の概要についても情報提供しており、保護者の意見を把握してもらっています。

また、委員への意見交換会の案内については、平成27年12月18日の意見交換会から送付しています。

御質問15について

保育士の選定部会委員への参画については、改選に当たり検討した結果、保育内容は、これまでどおり、制度面も含めた幅広い視点から審議していただくことが望ましいと判断し、学識経験者としてしました。また、新たに保護者目線での審査も必要であると考え、保育園に現在通っている児童の保護者を市民公募委員から加えることとしました。

御質問16について

これまでは、実地審査に同行された保護者に意見書を提出してもらうのみでしたが、今年度の実地審査から、実地審査終了後に同行した保護者から意見聴取を実施し、現場を見られ感じたこと、疑問に思われたことを選定部会委員に意見を述べてもらいました。保護者意見を踏まえ、選定部会委員が、応募法人への質疑やヒアリングを実施し、法人の回答内容を含めて審査の参考にされました。こうした取組は、来年度以降も継続して実施していきます。

御質問17について

これまで、聚楽保育所の運営において地域住民の御協力をいただいていたところであり、ないがしろにするという考えは持っておりません。本市として、民間移管については、入所児童の保護者を対象に説明を行うとともに、地域子育て支援を利用されている方にも、周知文の掲示や、職員からの声掛けにより民間移管について周知をさせていただきます。

なお、既に移管を実施した保育所については、移管先法人選定後に、京都市保育所条例改正の市会の議決を経て、法人が近隣の地域住民の方に御挨拶、御説明に伺っています。聚楽保育所の移管時も同様に、地域住民の方や関係機関への御挨拶を行っていく予定です。

御質問 18 について

健診の種別・頻度を継承することについては、移管後の運営に係る基本事項の中で定めています。移管前の引継ぎ期間中に健診の状況について、書面や実際に立会いをしてもらうことにより引継ぎを行っています。その中で、市営保育所に来てもらっている咽嚥医や各健診状況の情報提供も行っています。移管後の健診の実施状況等、基本事項の遵守状況について、本市で確認をしていきます。

御質問 19 について

移管先法人等への応募を検討している法人については、移管対象保育所を見学していただくよう周知しており、錦林及び砂川保育所に関しても、応募法人が見学に来られました。

これまで、移管先を選定し、京都市保育所条例の改正後、移管先法人を保護者に紹介する保護者説明会を行っており、その中で、法人から法人の概要や保育理念等について説明を行っています。

御質問 20 について

旧朱雀乳児保育所は、1歳半未満の保育経験のない法人に移管しましたが、移管前年度の1月から共同保育を行い、4月以降も本市の職員が残って共同保育を行うことにより、乳児の発達状況に応じた対応を丁寧に引き継ぐことができており、共同保育の開始時期を変更することは考えていません。

なお、在籍する子どもの状況はその時々によって違い、年度途中であっても首のすわらない子どもが入所してくることもあります。また、今年度の募集要項では、乳児保育経験のない学校法人を移管対象に追加したことに伴い、基本事項に乳児保育経験のある職員を確保することを定めました。今後、乳児保育の経験のない法人が応募された場合には、ヒアリング審査の中でどのように乳児保育の質を確保していくか等について確認することとしています。

御質問 21 について

応募法人が保護者の希望に沿った条件を提案してきた場合、どのように評価するかは、選定部会の中で審議していくこととなります。具体的に提案があった法人に対し、実現可能かどうかを書面及びヒアリング審査を通して確認していく必要があります。今年度から移管対象保育所の保護者の思いを募集要項に添付しており、応募法人は保護者の思いを踏まえて申請することになります。

御質問 22 について

- ・重度障害のある子どもの公・民の受入割合について、全市で平成26年度に療育手帳A判定又は身体障害者手帳1級の認定を受け、保育園に通園されている児童数は50人であり、民間保育園が7割、市営保育所が3割を受け入れています。

- ・移管により生じる財源については、子育て支援全体で活用するものであり、障害児保育に充てられる具体的な予算額の特定はできません。

- ・障害児保育は、当然に公・民ともに行っているものであり、市営だけが特化して取り組んでいるものではありません。また、市全体の障害児保育に係る予算については、平成27年度に増額

しており、無駄なものとは考えていません。

- ・市営保育所においても、毎年度、障害のある子どもの人数は変化しています。これまでに移管した4箇所の保育所の障害のある子どもの受入れについては、ほぼ同数で推移しています。

- ・入所調整において、福祉事務所から民間保育園等への障害のある子どもの受入れについて働きかけるとともに、保育課からも依頼しています。

- ・障害児保育については、障害のある子どもの状況を把握しているクラス担任が一人ひとりの個人別指導計画を引き継ぐことにより、障害のある子どもの保育を保障します。なお、重度の障害があるなど、特に配慮を要する子どもが移管時に在籍する場合、担当職員は、移管先法人の当該児童の保育担当者に、当該児童の障害特性、介助・支援方法、保育経過等について記録等を基に説明するとともに、個人別指導計画の作成、実際の保育や介助の方法等を、保育を実践する中でより丁寧な引継ぎを行っていきます。

障害児保育研修については、公・民合同で行っており、その他、民間保育園や市営保育所独自で行う研修がある等、様々な研修を実施しています。市営保育所の研修については、移管先法人へ参加案内をしており、とりわけ、共同保育期間中は、本市職員もいることから、積極的に参加できる状況を整えています。

御質問23について

市営保育所では、外国にルーツ・文化的背景を持つ児童の受入れを行っています。ただし、地域によって状況が異なり、受入れがない市営保育所もあれば、養正保育所のように、多く受け入れを行っている保育所もあります。民間保育園でも同様に状況は様々であり、受入れ状況に関する統計は取っていません。なお、保育所保育指針では、「子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること」と規定されており、各保育園が同指針に基づいて保育を実践されています。

御質問24について

同一建物の中に聚楽保育所とじゅらく児童館が入っており、日頃から子育て支援について関係性はあります。ただし、運営に関しては、現時点でも保育所と児童館それぞれで行っています。また、移管後においても運営はそれぞれで行います。

今後、じゅらく児童館と連携して実施している地域子育て支援については移管先法人に引き継ぐとともに、災害時をはじめとした緊急時の連絡調整等連携の取り方については、児童館を所管する児童家庭課と引き続き協議し、移管先法人選定後、児童館の指定管理者と具体的な協議を行います。

御質問25について

移管先法人には、基本事項において、現在市営保育所が実施している保育内容を尊重し、保育運営を行うこと、当分の間、宗教的な行為や行事を行わないことを求めています。

また、運営理念については、法人等がそれぞれの理念に基づいて保育園を運営しており、必ずしも市営保育所の理念と一致するものではありませんが、移管に当たっては、なるべく子どもへの影響が少なくなるよう、基本事項の遵守を求めています。

なお、民間移管に際して転園を希望される場合は、特例として、移管年度当初に限り利用調整

において減点しないこととしています。

御質問 26 について

選定部会の開催に関する広報や会議録の公開については、本市のホームページで行うとともに、市営保育所にも掲示、配架により閲覧していただけるようにしており、広報が不足しているとは考えていませんが、今後、より広く市民等にこれらの情報をお知らせするため、ツイッターを活用した情報発信も行っていく予定です。

御質問 27 について

聚楽保育所保護者会からの御要望を踏まえ、交付文に宛先（聚楽保育所保護者会）、日付、発行元（京都市保健福祉局子育て支援部保育課）を記載するとともに、公印を押印したうえ、摘録を添付したものを聚楽保育所保護者会あてにお渡しします。

なお、保育課として、京都市公文書取扱規程第37条2項に基づき、特に重要と認められる文書であると判断したため、公印を押印するものです。

御質問 28 について

意見交換会を踏まえ、議事録を作成することとしたため、音声記録については、一定期間が経過した後、消去することとします。

御質問 29 について

御質問に対しては、誠実に回答させていただきます。ただ、今後の検討課題の事項については、保護者の意見や選定部会を通じて、取り組んでいくものもあります。本市としては、聚楽保育所のより良い移管に向けて、今年度と同様のスケジュールで選定手続きを進めていく予定です。